

AppleCare+ for iPhone 利用規約

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）の運営するソフトバンクショップ、またはソフトバンク取扱店（代理店、量販店などを含む）にて AppleCare+ for iPhone サービス（以下「本サービス」といいます）のお申込手続きをされた場合、本サービスのご利用にあたっては、第 1 項に定める AppleCare+規約の他、本規約の規定が適用されます。

1. 本サービスは Apple が提供する保証サービスです、その提供条件については Apple ホームページにてご確認ください。

AppleCare+ for iPhone : <http://www.apple.com/jp/support/products/iphone.html>

AppleCare+の内容については、当社は一切責任を負いません。

2. ソフトバンクショップまたはソフトバンク取扱店における本サービスの申込みは、本サービスの対象となる Apple 製品のご購入と同時にを行う場合のみ受付可能です。
3. ソフトバンクショップまたはソフトバンク取扱店では、本サービスの提供を受けることはできません。本サービスご利用の際には、お近くの AppleStore、Apple 正規サービスプロバイダ、または Apple コールセンターへお問い合わせください。
4. 本サービスの月額料は下記となります。
 - iPhone 7/7 Plus/6s/6s Plus : 666 円/月（消費税相当額含む）
 - 上記以外の iPhone : 576 円/月（消費税相当額含む）
5. お客さまは、本サービスの月額料を当社にお支払いいただくことにより、本サービスのお申込日翌日より 24 ヶ月間（以下「本サービス期間」といいます）継続して本サービスをご利用いただけます。
6. 本サービスの月額料は、3G サービス(i)の提供を受けるための契約または 4G 通信サービス(i)の提供を受けるための契約（以下総称して「通信サービス契約」といいます）に基づく料金等と合算し、「3G 通信サービス契約約款」及び「4G 通信サービス契約約款」（以下「サービス約款」といいます）その他当社が定める方法に従って、当社所定の支払い期日までにお支払いいただきます。
7. 登録エラー等の理由により、月額料の請求開始時期が遅れる場合があります。ご請求が遅れた場合でも、本サービスの開始日は本サービスお申込日翌日からとなります。
8. 月額料は、お申込み日・解約日に関わらず、日割り計算はいたしません。
9. 本規約に別段の定めがある場合を除き、月額料の請求、支払い義務等については、サービス約款に準じるものとします。
10. 本サービスの解約を希望される場合、当社が別に定める手続きにより、いつでも解約することができます。解約のお申込みは当社でのみ受付し、Apple では受付できません。なお、本サービスを解約された場合、当該解約日の属する歴月までの月額料が発生いたします。
11. ①通信サービス契約を解約された場合、②機種変更（持込機種変更を除く）された場合、③電話番号・メールアドレスお預かりサービスにお申し込みされた場合には、本サービスは自動的に解約となります。
12. 支払期日を経過しても月額料をお支払いいただけない場合、当社はお客さまに通知の上、お客さまの代理としてお客さまの本サービスを解約させることができます。
13. お客さまの通信サービス契約について、名義変更・承継によるご契約者の変更があった場合、当社が別途定める手続きに従い、本サービスを受ける権利は新契約者に承継されます。この場合を除き、お客さまは本サービスに関する権利または義務を第三者へ譲渡、承継、貸与することはできません。
14. Apple が本サービスをお客さまに提供するため、当社は Apple に対し本サービスの対象となる Apple 製品の IMEI、シリアルナンバー、本サービス加入申込日・解約日、お客さま氏名、お客さま契約住所、電話番

号等のお客さま情報を提供する場合があります、お客さまは予めこれに同意するものとします。また、当社は上述の情報を含め、本サービスに関し取得したお客さま情報を当社が別途定める「個人情報保護のための行動指針」および「電気通信事業等における個人情報の取り扱いについて」に基づき利用管理いたします。

15. 当社は、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知または周知することにより、本規約の一部もしくは全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の内容が適用されるものとします。

以上

(2014年5月15日改定実施)

(2014年5月29日改定実施)

(2015年5月20日改定実施)

(2015年9月8日改定実施)

(2015年9月25日改定実施)

(2017年3月25日改定実施)